

丹波市多文化共生推進懇話会に関する運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、丹波市多文化共生推進懇話会設置要綱（令和6年丹波市告示第114号）第9条の規定に基づき、丹波市多文化共生推進懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、会長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

（傍聴に関する事項）

第3条 懇話会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録の作成）

第4条 懇話会の会議録は、まちづくり部人権啓発センターにおいて作成する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。